

# 伝統と創造の協働を目指して

## 台東区協働指針



平成26年3月

台東区





## 台東区協働指針の策定にあたって

台東区は、江戸時代からの歴史と伝統のもとに、豊かな人情やぬくもり、そして支え合いを基調とする下町文化を育んできました。特に、町会を中心として、防災・交通安全、青少年育成や環境・リサイクルなど、あらゆる分野で地域の中で支え合い協力しながら、地域の課題に取り組んできた歴史があります。

しかし、近年では台東区においても、少子・高齢化による地域活動の担い手不足、ライフスタイルの変化による人間関係や連帯意識の希薄化などが問題になっております。

こうした中、平成23年3月の東日本大震災の発生は、多くの人々や企業が、日頃からの地域や人と人とのつながりについて、また、自主的に地域社会に関わることの大切さについて、身近な問題として受け止めるきっかけとなりました。さらに、地域の中では、ボランティアや社会貢献活動など、自らの経験を様々なかたちで活かしていこうという自主・自立的な活動も急速に広がっております。

このように、地域を取り巻く環境が大きく変化している中で、今こそ台東区は、下町文化が育んできた団結力を活かし、力を合わせて地域の課題に取り組む協働を推進していかなければなりません。

本指針では、協働を着実に推進していくため、台東区が目指す協働を明確にし、区と区民、活動団体、事業者等との協働の基本的な考えを示しております。

今後は、本指針に基づき、協働による様々な施策を進めるとともに、区民の皆様とともに知恵と力を出し合いながら、だれもが、住んでいてよかった、暮らしてよかったと思える台東区の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、指針の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました検討委員会委員の方々、そして熱心に議論いただきました作業部会員の皆様をはじめ、たくさんのご意見をお寄せいただきました区民の皆様へ、ここに深く感謝申し上げます。

平成26年3月

台東区長 吉住 弘

# 目 次

第Ⅰ章	なぜ協働が必要か	1
1.	協働の必要性	1
(1)	社会背景	1
(2)	協働による地域の支え合い	2
(3)	地域活動の活力を育む	2
(4)	多様化する区民ニーズへのきめ細かい対応	2
2.	台東区における協働の現状と課題	3
(1)	協働の現状	3
(2)	協働を進める上での課題	3
3.	協働への期待	4
(1)	多様な力を活かし合う機会の創出	4
(2)	世代を超えた協働　—若い力と老練な知見のコラボレーション—	4
(3)	人と人がつながる　—新しい人を受け入れるきっかけづくり—	4
(4)	地域と地域の連携の橋渡し	4
(5)	新たな創造の可能性	4
第Ⅱ章	台東区が目指す協働	5
1.	台東区の特性、魅力を活かす	5
2.	台東区の協働を支える3つの仕組み	5
(1)	協働推進制度の整備	5
(2)	台東区の特性、魅力を広げる	5
(3)	中間支援組織の設立（確立）　—協働のコーディネーター—	6
3.	台東区が目指す協働	6
第Ⅲ章	協働における基本的な考え方	8
1.	協働の定義	8
2.	協働のパートナー	8
3.	協働の原則	9
(1)	活動組織に関する原則	9
(2)	事業内容に関する原則	10

4. 協働を進める上での基本事項.....	11
(1) 協働になじむ事業.....	11
(2) 協働のパートナー選び.....	12
(3) 協働の形態.....	13
(4) 協働における役割.....	14
(5) 協働事業の実施プロセス.....	15
第IV章 協働の実現に向けて .....	16
1. 庁内の取組み.....	16
(1) 協働推進体制の整備.....	16
(2) 協働推進のための制度の整備.....	16
(3) 地域への働きかけ.....	17
2. 中間支援組織の整備.....	17
(1) 中間支援組織に必要な要素.....	17
(2) 中間支援組織に必要な機能.....	18
(3) 中間支援組織に必要な基盤.....	20
資料編	
(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会設置要綱.....	21
(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会委員名簿.....	23
(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会作業部会部会員名簿.....	23
(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会開催経過.....	24
(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会作業部会開催経過.....	24
パブリックコメントによる意見募集の結果 .....	25

## 1 協働の必要性

## (1) 社会背景

平成7年の阪神・淡路大震災における、ボランティアの目覚ましい活動が契機となり、平成10年に社会貢献活動を行う団体の法人格取得について定めた特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されました。その後、NPO<sup>※1</sup>（NGO<sup>※2</sup>など幅広く非営利の民間団体を含む）やボランティア団体などの市民活動<sup>※3</sup>がさらに広がりを見せるようになりました。活動分野は、福祉・まちづくり・環境・教育・安全・国際協力など多岐に渡り、組織としての成熟化も進み、現在では社会を支える重要な一翼として機能しています。さらに、市民がまちづくりに参画する機会が広がり、地域の課題に主体性を持って取り組もうとする市民の力も向上しています。

そのような中で、平成23年3月に東日本大震災が発生し、NPOやボランティア団体等による被災地での救援物資の提供やボランティア派遣、生活支援などが行われ、活動団体の迅速性・専門性が改めて注目されました。この震災では、防災などの地域活動や人と人とのつながり、市民や企業などが自主的に地域社会に関わることの大切さについて、多くの人々が身近な問題として受け止めるきっかけになりました。

このように市民活動が高まる中で、多様化、複雑化する地域課題や、特に行政だけでは対応できない分野においては、行政と多様な主体が力を合わせた取り組みが、いま改めて求められています。

<sup>1</sup> NPO：「NonProfit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行う非営利団体の総称です（内閣府NPOホームページより）。本指針ではNPOを、NPO法に基づき法人格を取得した「NPO法人」だけでなく、NGOや社会福祉協議会、町会など、社会貢献活動を行う団体の総称として用います。

<sup>2</sup> NGO：「Non-governmental Organization」の略称で、国際協力を携わる民間の非政府・非営利団体のことを指します。NGOは主に貧困、飢餓、環境などの国際的な問題に携わってきましたが、近年は国内外を問わず、社会問題に取り組む団体が増えています。したがって、社会貢献活動を行う非営利団体という意味ではNPOと変わりはなく、本指針におけるNPOの概念にはNGOも含まれています。

<sup>3</sup> 市民活動：本指針においては、民間の組織・団体による社会貢献活動全般を指し、地元のボランティアによる地域活動や事業者の社会貢献に寄与する公益活動、さらにはNGOによる国際協力活動まで幅広く含んだ概念として用います。

## (2) 協働による地域の支え合い

台東区には、下町特有の「困ったときのご近所さん」「ほっとけない」といった支え合いを基調とする地域性があり、現在も町会等の活動を中心にその精神が受け継がれています。本区は、暮らしの中での支え合いを実践してきた地域であり、協働<sup>※4</sup>の土壌があります。

しかし、高齢化による地域活動の担い手不足や、ライフスタイルの多様化などにより、その支え合いの土壌が弱まってきています。また、新たな住民や若い世代の起業家など、新しく区に関わる人や団体も多くなっています。

このような人々や団体が、協働することで共に地域を考え、地域の支え合いを強くすることが必要になっています。

## (3) 地域活動の活力を育む

地域では、多くの人たちが自らの知識や経験を活かし、地域の課題に取り組んでいこうという自主的・主体的な活動が広がっています。地域活動は、個々の力を活かすことが出来る自己実現や生きがいの場でもあります。また活動を通じて、地域への愛着心が深まり、生活への充足感につながっていきます。協働の取組みによって、そのような地域活動の活力を育むことが可能になります。

## (4) 多様化する区民ニーズへのきめ細かい対応

近年、区民生活を取り巻く環境が、多様化、複雑化している中で、その課題にきめ細かく対応していくには、従来のように行政だけで解決することは難しくなっています。このような中で、様々な分野で活動している団体と区が協働することで、区民ニーズに沿った質の高いサービスの提供や地域課題の解決に向けて効果的に対応することができます。

---

<sup>4</sup> 協働：協働の定義については8ページ参照。

## 2 台東区における協働の現状と課題

### (1) 協働の現状

区では、平成16年3月に「NPO・ボランティア等との協働に関する指針」を策定し、区民やNPO・地域団体等と区の基本的な協働のあり方を示しました。その間、指針に基づき協働推進に向けた様々な取り組みを行い、区が実施している協働事業数も平成24年度は96事業と徐々に増加しています。さらに、区内のNPO法人数は、平成20年3月末時点の167団体（内閣府認証含む）から、平成25年3月には232団体と増加し、様々な分野での活動が区内にも広がりつつあります。

また、平成24年度に実施した「地域活動に関するアンケート」では、NPO法人及び町会等の各種団体に共通して「様々な団体と交流を図り地域活動を広げ、会員を増やしていきたい」ということ、事業者、商店会においても「社会貢献の意欲があり、これからも活動を続けていきたい」との回答が多くあげられました。さらに、活動を進める上で、他団体との協働を希望している団体が多く、特に区との協働を希望している団体が多くみられました。

このようなことから、区内で活動している多くの団体は、地域活動や社会貢献活動に対して、今後もさらに活動を広げていきたいという意欲があるといえます。

### (2) 協働を進める上での課題

平成24年度に区職員を対象に実施した「協働に関するアンケート」では、協働の必要性は認識しているものの、実際にどのように進めたらよいのか、そのルールやプロセスがわからないなどの課題があげられました。また、前出の区民向けアンケートでは、「スタッフや後継者の育成、確保」や「活動資金の確保」など、主に団体の運営に関する課題が多くなっています。

さらに、2つのアンケートから共通してみられる課題は、協働や活動団体に関する情報がないこと、その情報を得るための手段がないことがあげられます。また、区と団体、団体同士のネットワークが弱いことが悩みとなっています。

こうしたことから、本区において協働をより一層推進するためには、協働という考え方の理解を深め、協働による効果を具体的に示し、地域に関わる多くの人の参加を促すことが極めて重要です。



### 3 協働への期待

協働の必要性や、現状と課題を踏まえ、協働を推進することによって、以下のことが期待されます。

#### (1) 多様な力を活かし合う機会の創出

台東区には、町会組織の基盤の強さや、ものづくりを中心とした事業者の集積、個性豊かな商店会など、区ならではの様々な強みがあります。協働は、地域の多様な力を活かす機会につながります。

#### (2) 世代を超えた協働 —若い力と老練な知見のコラボレーション—

世代を超えた協働は、若い力と経験豊かな知見が結ばれ、伝統や文化を継承する機会になるとともに、新たな担い手や創造的な活動が期待できます。また、その活動が地域の財産として残り、活動が歴史となって継承されることにつながります。

#### (3) 人と人がつながる —新しい人を受け入れるきっかけづくり—

協働は、新しい地域の担い手を生み、これまで接点のなかった人と人を結びつけます。また、新たな住民や団体にとっては、地域の魅力を改めて知る機会や愛着を深めるきっかけになり、本区の地域力をさらに向上させることにつながります。

#### (4) 地域と地域の連携の橋渡し

協働は、地域間の連携の橋渡しになります。台東区は地域によって様々な特性がある一方で、高齢化や防災対策など、各地域共通の課題もあります。このような共通課題は、協働により地域と地域が連携することで、共通課題を乗り越えることにつながります。

#### (5) 新たな創造の可能性

協働は、人と人、地域、世代など、これまで接点のなかった様々な主体を結びつけます。このことにより、地域課題を地域全体で自主的に解決する活動が進み、地域力の向上と地域の輪が広がることで、未来に向けた新たな創造の可能性が生まれることが期待できます。

## 1 台東区の特徴、魅力を活かす

協働の基本は、地域に住む人々が、お互いに思いやりを持って助け合い、誰にとっても暮らしやすいまちにしようとする心に根差しています。

台東区は、江戸時代からの歴史と伝統のもとに、豊かな人情やぬくもり、支え合いを基調とする下町的生活文化を育んできました。三社祭や鳥越祭など、地域のお祭りは、今日でも下町たいとうの心意気と団結のシンボルとなっています。

上野の山の芸術。浅草の芸能。四季折々の伝統行事。アメ横や仲見世など活気のある商店街。伝統工芸や多様な地場産業。そして、日々の暮らしに根差した下町的生活文化。このような多彩な本区の特徴が、まちの魅力を創りだし、区民が地域への誇りと愛着を持つ源になっています。

台東区の協働は、下町的生活文化を基本に据え、本区の多彩な地域の魅力を十分に活用しながら推進していくことが極めて重要です。

## 2 台東区の協働を支える3つの仕組み

台東区らしい協働の実現に向けて、協働による安定した取組みを進めていくためには、基盤となる「協働を支える3つの仕組み」が重要です。

### (1) 協働推進制度の整備

協働に取り組むためには、協働に関する制度と体制を整備することが最も重要です。また、協働事業を客観的に評価する組織の整備や、柔軟な財源の基盤の整備が必要となります。

### (2) 台東区の特徴、魅力を広げる

台東区らしい協働を進めていくには、まず本区ならではの多彩な特性や魅力などの資源を把握し、活用することが大切です。本区の魅力を生きた情報として整理し、協働の過程で結びつけ活用すること、そして広く発信できる環境を整えることで、さらに大きな効果が期待できます。

### (3) 中間支援組織の設立（確立） —協働のコーディネーター—

協働を推進するためには、協働相手や事業などに関する相談や協働のコーディネーター等を担う中間支援組織<sup>※5</sup>を設立（確立）することが重要です。

中間支援組織は、専門性が高く自立的な組織であると同時に、身近な存在として認められることが大切です。また中立的な立場で、コーディネーターや人材育成、啓発を行い、様々な情報の集約・発信とともに活動の場を提供し、事業や活動の進行管理や、企画・提案を行う等の機能が必要となります。

## 3 台東区が目指す協働

台東区は、本区の多彩な特性や地域の魅力を活かしながら、お互いに思いやりを持って助け合い、皆が力を合わせた協働によるまちづくりを進めていきます。

台東区の協働は、下町の心意気と団結を象徴する“お神輿”のように、世代や立場を超えた多様な人々が担ぎ手となり、一つのお神輿をバランスよく担ぎ進むように、共に知恵と力を出し合い、伝統を尊重しながら新たなまちの創造にチャレンジする協働を目指します。



<sup>5</sup> 中間支援組織：区民が行う公益的な活動について総合的に支援するとともに、行政や活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として中立的な立場から連携を図り、協働を推進する役割を担う組織のこと。17 ページ参照。

# 伝統を尊重しながら新たなまちの創造にチャレンジする協働

## 台東区特性、魅力を活かす

大人も子どもも  
みんなで一緒に  
(多様な主体が)

初めての人もベテランも  
(相互の立場や特性を認め合い)

次の担ぎ手に  
繋げるために  
(社会的目的の実現に向けて)

神輿を担ぐのも  
バランス良く  
(共通する課題の解決)

力を合わせて前進!  
(協力して取り組むこと)

### 人情が紡ぐご縁

<歴史・伝統>  
お祭りなど

<産業・観光>  
伝統工芸、イベントなど

<文化・芸術>  
美術館、博物館、芸能など

<人・組織・団体>  
区民、町会、NPOなど

おもてなし

<下町の生活文化>  
江戸時代からの歴史と伝統、優れた技術や進取の気性、下町気質など

ほっとけない

協働推進制度の整備

台東区特性、魅力を広げる

中間支援組織の設立

台東区の協働を支える3つの仕組み

## 第Ⅲ章

# 協働における基本的な考え方

台東区が地域課題解決などの公共的、公益的な活動を協働により進めていくための基本的な考え方は以下のとおりです。

## 1 協働の定義

多様な主体が相互の立場や特性を認め合い、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて協力して取り組むこと

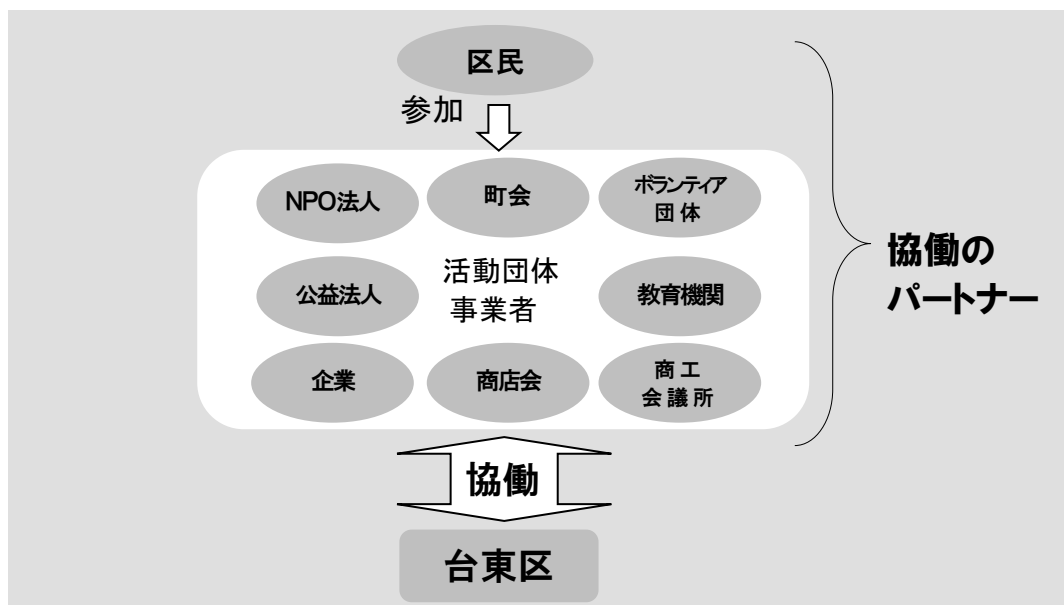
## 2 協働のパートナー

台東区における協働のパートナーは、台東区に暮らしている住民をはじめ、区内で働いている人や学生などの台東区に関わるすべての「区民」と、このまちをよりよいものにしたいという思いをもって社会貢献活動を行う「活動団体」及び「事業者」等と位置づけます。

- ①区民（区内在住・在勤・在学）
- ②活動団体
  - ・町会などの地縁団体
  - ・NPO法人（NGOなど）
  - ・任意団体（ボランティア団体、実行委員会・協議会等）
  - ・公益法人（財団・社団・社会福祉法人等）
  - ・教育機関等の公益活動を行う団体（大学、学校法人等） など
- ③事業者（企業、商店会、商工会議所等）

※宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動や、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動を行う団体は除きます。（NPO法より）

（協働のパートナー）



### 3 協働の原則

協働は、区と協働のパートナーが地域課題や社会的な課題を解決するために一緒にまちをよくしていこうという想いを持って取り組んでいくことです。そのためには、区と協働のパートナーそれぞれが、協働の原則を理解し、確認しながら事業を進めていく必要があります。

協働の原則は、協働のパートナーに対する「活動組織に関する原則」と、協働事業を進める上での「事業内容に関する原則」の2つに分けられます。

#### (1) 活動組織に関する原則

①対等性	上下関係や依存的な関係ではなく、事業を共に進める対等な関係性において、それぞれの役割や責任を明確にして進めること
②自律性	協働のパートナーが組織として自律していること、また、組織及びその活動が自立していること※ <sup>6</sup>
③補完性	協働の過程で、互いの弱みを補い、強みを活かし、協働のパートナーがその過程でつまずいても、互いに支え合い、活動を継続していくこと
④合議性	互いの考えに対して、真剣に耳を傾け、課題解決に向けて双方が理解し合った上で取組みを進めていくこと
⑤柔軟性	事業を進める様々な場面において、組織として臨機応変に対応し、必要であれば事業の方向性を迅速に修正すること
⑥尊重性	互いの存在を認め合い、互いの組織の特性や立場の違いを理解し、相手に敬意を払うこと
⑦相互性	共に事業に取り組むことで生まれる相乗効果を大事にして、その効果を意識しながら事業に取り組むこと

<sup>6</sup>「自律」は協働のパートナーが活動内容や、意思決定等において、組織として自主性・主体性を持って活動していること、「自立」はそのような自律性を基に協働に取り組む、活動内容、構成員、財源等を充実させ、組織として独り立ちすることです。

## (2) 事業内容に関する原則

.....

①合目的性	事業内容の目的を互いに共有し、進行の過程で認識に相違がないか、絶えず確認すること
②計画性	事業内容の実現性や、そのための工程・人員・資金などの管理を行うこと
③時限性	事業の効果を確実なものとするため、一定期間内で成果を上げることが意識して、事業に取り組むこと
④論拠性	地域に関わる様々な人々に対して、事業を実施する妥当性・根拠を明確に示すこと
⑤実効性	地域課題の改善・解決、地域の発展への貢献など、事業内容により具体的な成果を上げること
⑥公開性	協働に対する理解・協働の普及を図るため、事業内容や資金の使途などを広く公開すること
⑦可変性	事業を取り巻く環境の変化などが生じた場合、必要に応じて事業内容を軌道修正して臨機応変に対応すること

## 4 協働を進める上での基本事項

### (1) 協働になじむ事業

協働になじむ事業とは、協働のパートナーとなる各主体の特性を十分に活かすことができる事業です。その特性を事業に取り入れることで、より効果的・効率的な区民サービスの向上につながります。

事業を徹底して見直し、協働にふさわしいか、協働による効果があるかを、よく検討したうえで実施することが必要です。

#### <協働になじむ事業の例>

① 地域全体の合意に基づいて展開できる事業

環境保全、景観整備、まちづくりプランなど

② 専門的な分野の強みを活かした事業

文化、芸術、人権の擁護、多文化共生、市民活動への中間支援など

③ 当事者性を尊重したきめ細かい対応が必要な事業

子ども・子育て支援、青少年の活動支援、高齢者・障がい者の支援、医療・予防・保健など

④ 地域の主体的な取組みを活かすことができる事業

防災・防犯、地域コミュニティ活動、リサイクルや省エネ等の環境保全活動など

⑤ 社会貢献に対する意欲を地域の活動の活性化につなぐことができる事業

環境美化、国際交流、生涯学習の推進、スポーツの推進など

⑥ 台東区の歴史・伝統・文化を継承・発展させる事業

地域の伝統行事、伝統文化の継承、イベントなど



## (2) 協働のパートナー選び

協働のパートナーを選ぶ際には、「協働の原則」を基本としつつ、協働事業の内容を念頭に置きながら、次のような視点をもつことが大切です。

### ① 地域への愛着があるか

協働で事業を進めていくには、地域への愛着があることが最も大切です。そこで、協働のパートナーは、地域との関わりの深さや思いがあるか等の視点を持って選ぶ必要があります。

### ② 自立（自律）することが見込まれる組織であるか

協働のパートナーは、人材・財政・運営などの組織基盤がしっかりしていることが大切です。一方で、必ずしもすべてが整っている活動団体は多くありません。こうしたことから、協働事業を通して、将来自立（自律）していく見込みがあるかどうかの視点も必要です。

### ③ 新しい活動の芽吹く可能性が期待できるか

協働で事業を進めることで、相互作用により、新たな発想やアイデア、活動が生まれる可能性が期待できるかどうかという視点も大切です。

### (3) 協働の形態

事業の目的や内容によって、どのような形態で進めることが、お互いの特性を活かし、より大きな成果をもたらすのかを検討し、最も適した形態で取り組むことが重要です。

協働には様々な形態がありますが、いずれの場合も互いに目標や役割分担、実施責任、成果の配分などを取り決めて進めていきます。

#### ①実行委員会・協議会

地域に関わる様々な団体が、事業実施のために新たな組織（実行委員会・協議会）をつくり、その組織が主催者となって企画・実施・評価まで担い、事業を行う形態です。

#### ②共催

協働の主体が、お互いの役割分担と責任の所在を明確にしたうえで、共に主催者となり事業を行う形態です。

#### ③提案事業

地域に関わる様々な団体のノウハウや知識を公共サービスに活かすため、新たなニーズに対する取組みや、課題解決の方法などの事業を提案する形態です。

事業提案には、自由にテーマや内容を提案できる自由提案型と、特定のテーマに対して取組み内容を提案するテーマ設定型があります。テーマ設定型については、従来の行政施策として実施してきた事業も含まれます。

なお、①～③の協働事業を実施する際に区との経費負担の関係で、委託、補助、負担金などがあります。いずれも協働の考え方を基本にしており、互いの立場を尊重し、同じ目線で目的を共有しながら事業を進めるものです。

また、協働とは別に、活動団体が活動しやすくするために、会場確保や広報、または後援などによる支援方法があります。

#### (4) 協働における役割

区と協働のパートナーは、自らの役割を認識して、各主体の持つ特性を活かすことで効果的に協働していくことが必要です。

##### ① 区の役割

- (ア) 公共的、公益的な地域活動を行う様々な活動団体の自主性、自立性を尊重し必要な支援及び環境整備に努めます。
- (イ) 効果的かつ効率的な施策を展開していくため、多様な活動団体との協働を積極的に推進します。

##### ② 区民の役割

地域に愛着と誇りと関心を持って積極的に公益活動に協力し、具体的なアイデアや事業を提案し、さらには自ら参加するよう努めることが望まれます。

##### ③ 活動団体の役割

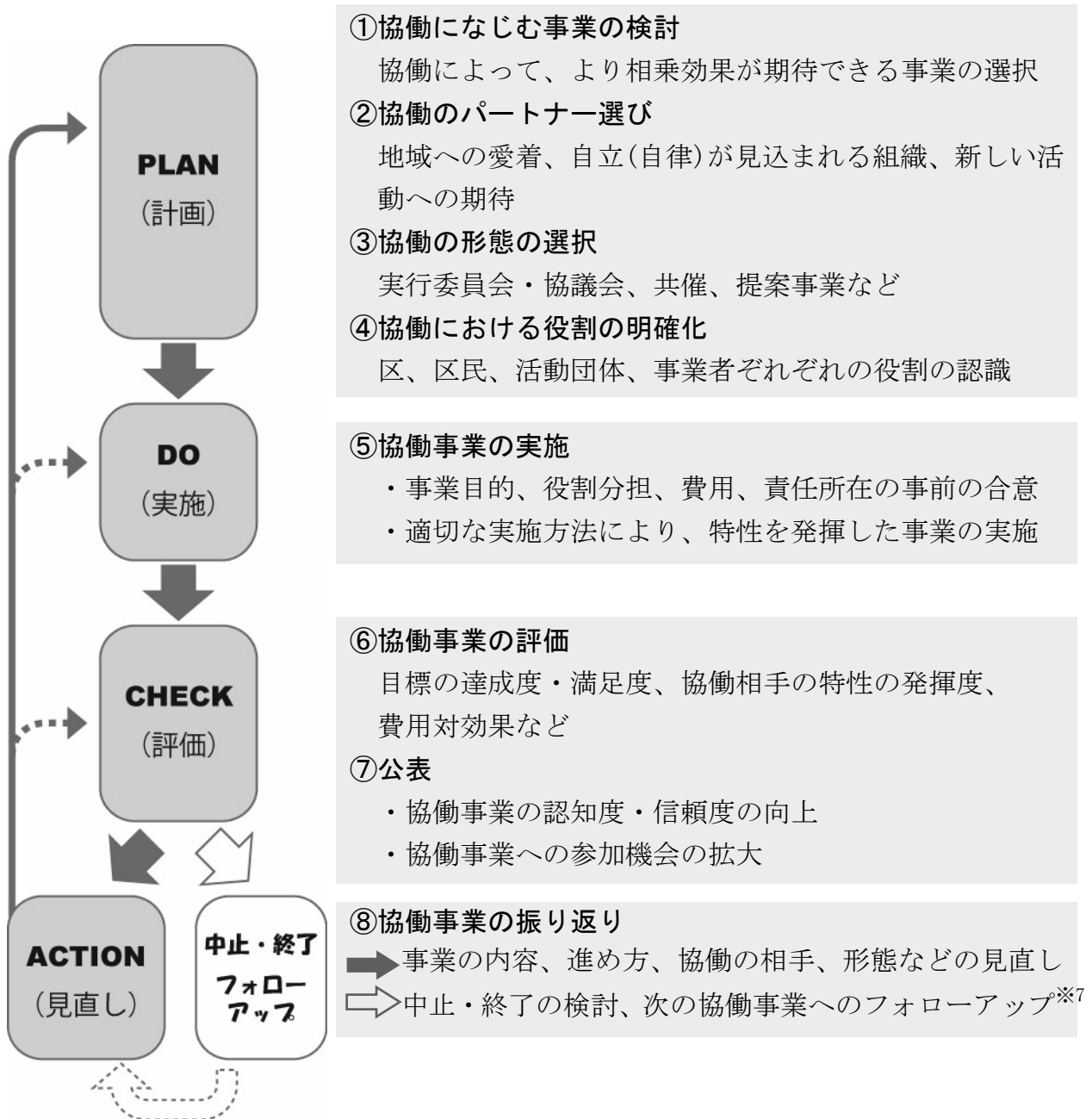
- (ア) 自らの使命と責任において、団体の特性を十分に活かした公益活動を推進し民主的で開かれた組織運営に努めることが望まれます。
- (イ) 団体の活動目的・内容を広く区民に理解されるよう努め、地域社会の一員として積極的に公益活動に取り組むことが望まれます。
- (ウ) 協働の事業において、団体の特性・専門性を積極的に活かすことが望まれます。

##### ④ 事業者の役割

- (ア) 事業者としての社会的責任と、地域社会の一員であることを認識し、公共的課題の解決や幅の広い社会貢献活動に取り組むことが望まれます。
- (イ) 事業者が持つ専門性や各種資源を積極的に提供し、地域での公益活動の支援に努めることが望まれます。

## (5) 協働事業の実施プロセス

協働事業実施のプロセスは、協働事業の性格やその形態に応じて柔軟に運用することが必要です。どのような事業においても PDCA サイクルを意識し、最適なプロセスを踏んで進めることが重要です。



7 フォローアップ：評価内容をもとにその達成状況や結果などを検証、分析し、さらなる修正、アドバイス等を行うこと。そこから次の協働事業につながるなど、新たな活動に活かされることが期待されます。

協働の実現に向けて、以下のような新たな取組みが必要です。これらの取組みを具現化するためには、今後さらに議論、検討していくことが必要です。

## 1 庁内の取組み

### (1) 協働推進体制の整備

#### ①協働に関する職員研修の充実

職員の協働に対する理解促進・定着のため、講演会等の開催や職層研修を広げるなど、協働意識の醸成に向けた職員研修の充実に努めます。

#### ②庁内体制の整備

区が率先して協働を推進していくために、これまでの「台東区協働に関する庁内連絡会議」（平成16年6月設置）に加え、協働事業の実務者間で協働の取組み状況や情報交換等を行うことができる仕組みなど、全庁的に協働事業を推進する体制の整備に取り組んでいきます。

### (2) 協働推進のための制度の整備

#### ①協働事業提案制度の整備

協働の主体自らが事業を提案することができる協働事業提案制度を整備します。また、提案された協働事業の審査・検討や評価等を行う組織を整備し、定期的に検証していきます。

#### ②協働ガイドラインの作成

協働事業を進める上での留意点や、協働の形態、協働のパートナーの選択、実施のプロセスなど、協働の手引書となるガイドラインを作成します。

#### ③協働協定書の整備

協働の形態を踏まえ、事業の目的や役割分担、実施方法、責任の所在、事業費用の配分などを書面に記した協働協定書の整備に努めます。

#### ④協働事業を支える財政基盤の検討

多様な協働事業の運営が進められるよう、公的財源に加え協働事業の趣旨に賛同する個人・団体・事業者などからの寄付による協働基金の設立等を検討します。

### (3) 地域への働きかけ

#### ①協働指針、協働事業の普及啓発

本指針や協働事業、またその効果等について、協働事例集等を作成し、区民や活動団体等に広く周知します。また区民や活動団体向けに講座等を実施し、協働に関する啓発を行います。

#### ②活動団体の情報収集・発信

活動団体の団体情報や活動内容を収集し、広く区民や活動団体に発信していきます。

#### ③地域で活動する機会や場の提供

これから地域で活動しようという意欲をもった人が、自主的に活動に参加できるような機会や、団体が活動を広げる場の提供を検討します。

## 2 中間支援組織の整備

中間支援組織は、公益的な活動を総合的に支援し、行政や活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場で協働を推進します。中間支援組織は、専門性が高く自立的な組織であり、多くの主体が協働に関わり活性化させていく活動のインキュベーション<sup>※8</sup>機能が重要です。

中間支援組織の整備にあたっては、次の点に留意することが必要です。

### (1) 中間支援組織に必要な要素

#### ①地域に愛される組織づくり —地域に溶け込む組織へ—

中間支援組織は、区民や団体側からのアプローチを待つだけではなく、様々な現場に出向き、地域に愛され、地域の一員として溶け込むことが大切です。

#### ②協働の入口としての身近な存在 —区民に“働きかける”姿勢—

区民一人ひとりや小さいグループが地域の活動に「参加する」ことから協働が始まります。中間支援組織は、協働の入口として身近な存在となり活動への参加を促すなど、区民に“働きかける”姿勢をもつことが大切です。

<sup>8</sup> インキュベーション：活動団体等に対し、専門のスタッフや活動・交流施設など各種の支援策を提供し、育成することによって、協働を生みだしていくことです。

### ③中立的な立場 —様々な立場の“仲人”的存在—

中間支援組織は、協働に関わる区や様々な団体の間を取り持つ“仲人”的な存在です。主体間の意見の相違や対立等があった時には、中立的な立場でコーディネートを行うことが大切です。

### ④専門性の確立 —地域で“頼りにされる”存在—

中間支援組織は、地域の中で頼りにされる存在であることが大切です。活動を通して生じる課題に対して、専門的見地からより効果的な課題解決・提案を行うコンサルティング<sup>※9</sup>機能や、会議・ミーティングの場での合意形成などをサポートするファシリテーション<sup>※10</sup>機能などの専門性を確立していることが重要です。

## (2) 中間支援組織に必要な機能

### ①コーディネート

中間支援組織が兼ね備えている情報や専門性を活かし、区と協働のパートナーのパイプ役や団体間の連携を図り、出会いの機会を創出します。

### ②人材育成、啓発

団体の設立や運営にかかる講座の実施や、地域活動や協働意識の高揚を図るための啓発活動を行います。

### ③専門的な助言・示唆、相談

団体の設立や運営、資金調達など、活動を始める区民や、活動をより広げていこうとする団体のために必要な相談やサポートを行います。

### ④情報集約・発信

活動団体の情報やイベント情報、また助成金の情報など、活動団体に有益な情報を集約、発信します。

---

<sup>9</sup> コンサルテーション：協働事業の実施プロセスにおいて、事業計画や財源、主体相互から成る事業の相乗効果など、主体者間同士では解決が困難であったり、当事者の視点では見落としがちな課題等に対し、専門的見地から助言もしくは積極的に働きかけ、提案していくことです。

<sup>10</sup> ファシリテーション：異なる主体同士の協働が円滑に進むための舵取りを行うことです。具体的には、主に会議・ミーティング等の場で、ファシリテーターと呼ばれる専門性を持った進行役が、発言や参加を促したり、話の流れを整理することで、主体同士の協働に対する認識・方向性を一致させ、協働事業を円滑に進める役割を担います。

### ⑤活動の場の提供

区民や活動団体が打合せ出来る会議室や、団体同士が交流できるオープンスペース、またコピー機、印刷機が利用できる作業スペースなど、活動に必要な環境を提供します。

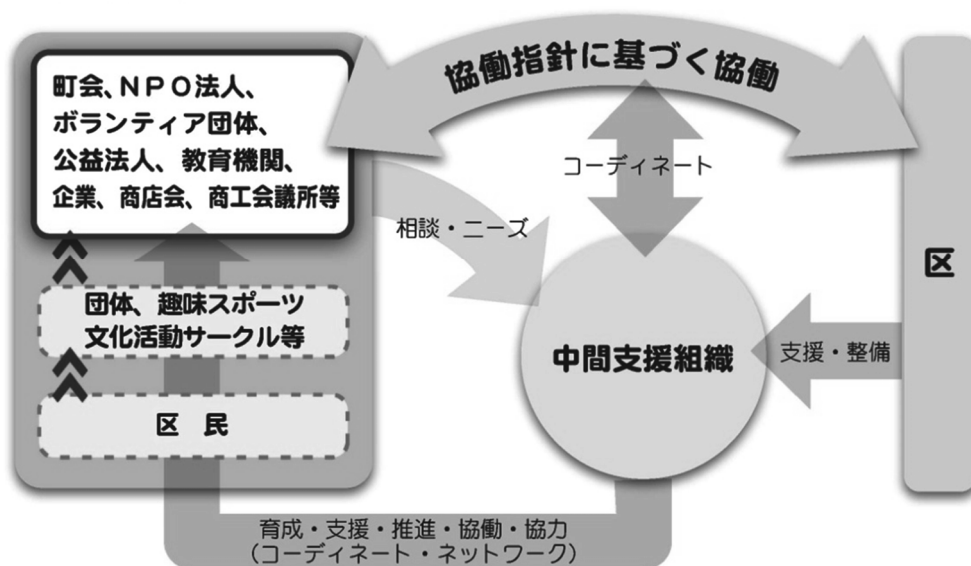
### ⑥事業や活動の進行管理

区や活動団体に対し、協働事業を進める際のフォローアップや客観的な評価を行い、協働事業の進行管理を行います。

### ⑦ 企画・提案

協働や市民活動に関する事業やプログラム等の企画、調査研究を行い、区や活動団体に対して提案等を行います。

(中間支援組織のイメージ)





### (3) 中間支援組織に必要な基盤

---

#### ①組織基盤

##### (ア) 運営機能

中間支援組織を運営する上で、責任を持って運営に関わる仕組みとして、多様な立場の人たちで構成され、独立した組織である運営委員会の設置が必要です。

##### (イ) 事務局機能

中間支援組織の事務局は、コーディネーターとしての常勤スタッフと専門性を有したスタッフが事業を推進していく体制が必要です。

#### ②財政基盤

組織の運営、事業を遂行するために公費及び民間財源等による必要な財源を確保できることが大切です。

#### ③人的基盤

組織の運営、事業を遂行するために専門職、地域のボランティア等による協力者等の人材を確保することが大切です。

#### ④管理基盤

中間支援組織の運営委員会など、組織の運営に関しては客観的な評価を行う仕組みが必要です。



## 資料編

---

(仮称)台東区協働指針改定検討委員会設置要綱

(仮称)台東区協働指針改定検討委員会 委員名簿

(仮称)台東区協働指針改定検討委員会作業部会 部会員名簿

(仮称)台東区協働指針改定検討委員会 開催経過

(仮称)台東区協働指針改定検討委員会作業部会 開催経過

パブリックコメントによる意見募集の結果

## (仮称) 台東区協働指針改定検討委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 NPO・ボランティア等との協働に関する指針(平成16年3月)の策定の経過を考慮し、外部環境の変化を踏まえた新たな協働指針に改定するため、(仮称)台東区協働指針改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区と区民及び地域活動団体等(以下「区民等」という。)との協働に関する基本事項の決定に関すること
- (2) 区民等との協働推進に関すること
- (3) その他区の協働に関する必要な事項

### (組 織)

第3条 委員会は、区長が委嘱する次に掲げる者及び別表に掲げる者をもって構成する。

- (1) 協働に関する学識経験者 2名
- (2) NPO・ボランティア団体の代表者 1名
- (3) 町会の役員 1名
- (4) 地域活動を行う区民 1名
- (5) 社会貢献活動を行う事業者 1名

### (委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (招集等)

第5条 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

### (作業部会)

第6条 委員長は、業務を円滑に行うため、委員会に作業部会を設置することができる。

る。

2 前項の作業部会は、委員長が必要と認める事項について調査検討し、委員会へ報告する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、第2条に掲げる任務が完了したときをもって任期満了とする。

(会議の公開等)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）並びに会議録及び会議にかかる資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。

2 会議及び会議録等を公開するときは、委員長又は副委員長は必要な条件を付すことができる。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、区民部区民課において処理する。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の招集は区民部長が行う。

別表（第3条関係）

企画財政部長
区民部長
福祉部長
教育委員会事務局次長
社会福祉法人台東区社会福祉協議会常務理事

(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会 委員名簿

役職	氏名	所属	備考
委員長	安藤 雄太	法政大学現代福祉学部講師、区協働アドバイザー	
副委員長	稲垣美加子	淑徳大学総合福祉学部教授	部会長
委員 (区民委員)	本田 徹	【NPO法人】 特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会 代表理事	
	野池 幸三	【町会関係】 台東区町会連合会 副会長	
	池尾 清美	【区民】 区民代表	部会員
	真船 光彦	【企業】 朝日信用金庫 地域産業振興室長	
委員 (関係機関)	岩崎 政行	台東区社会福祉協議会 常務理事	
委員 (区職員)	荒川聡一郎	企画財政部長	
	太田 清明	区民部長	
	中沢 陽一	福祉部長	
	須賀 裕	教育委員会事務局次長	

(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会作業部会 部会員名簿

役職	氏名	所属
部会長	稲垣美加子	検討委員会 副委員長
部会員 (区民委員)	西山 美希	【NPO法人】 特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会 事務局次長
	山本 雅敏	【町会、コミュニティ等】 浅草橋地区コミュニティ委員会 運営委員長
	池尾 清美	【区民】 検討委員会 委員
部会員 (関係機関)	北村 一功	台東区社会福祉協議会 台東ボランティアセンター コーディネーター
部会員 (区職員)	渡邊 俊二	区民部区民課長
	飯田 辰徳	企画財政部企画課主査
	今井 哲也	都市づくり部都市計画課担当係長
	堀越龍太郎	文化産業観光部産業振興課主査
	高畑 信子	福祉部介護保険課主任主事

(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会 開催経過

	開催日時	議 題
第1回	平成 25 年 6 月 4 日(火) 15:30～17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針改定における現状と課題</li> <li>・23 区の協働に関する取組み状況について</li> <li>・指針改定のポイント</li> <li>・地域活動、社会貢献活動の現状や課題</li> </ul>
第2回	平成 25 年 9 月 10 日(火) 15:30～17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業部会の検討経過について</li> <li>・指針改定のポイント</li> </ul>
第3回	平成 25 年 11 月 19 日(火) 15:30～17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)台東区協働指針(素案)について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
第4回	平成 26 年 1 月 28 日(火) 15:30～16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・指針最終案について</li> <li>・指針の名称について</li> </ul>

(仮称) 台東区協働指針改定検討委員会作業部会 開催経過

	開催日時	議 題
第1回	平成 25 年 6 月 26 日(水) 18:30～20:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働に関する現状と課題</li> <li>・指針改定の意義、協働の必要性について</li> <li>・台東区らしい協働とは</li> </ul>
第2回	平成 25 年 7 月 25 日(木) 18:30～21:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働に関する事例報告</li> <li>・協働の定義、原則、役割、方向性について</li> <li>・協働を進める上で重要なポイント</li> </ul>
第3回	平成 25 年 8 月 21 日(水) 18:30～21:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間支援組織のあり方及び機能について</li> <li>・協働のあり方について</li> <li>・協働相手の選定基準について</li> </ul>
第4回	平成 25 年 10 月 11 日(水) 18:30～20:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の推進に向けた取組みについて</li> <li>・指針素案について</li> </ul>

## パブリックコメントによる意見募集の結果

意見募集期間	平成 25 年 12 月 16 日（月）～平成 26 年 1 月 10 日（金）
意見受付件数	8 人 19 件
提出方法の内訳	郵送 1 人 1 件      ファクシミリ 1 人 1 件 ホームページ 5 人 16 件      持参 1 人 1 件

### （１）協働の推進（全般的な意見）について（７件）

ご意見	区の方考え方 (修正がある場合はその内容)
①協働では行政とパートナーが対等な関係性を構築することが不可欠である。また、多様な主体を巻き込むためには、協働により（金銭的なものに限らない）「報酬」が得られることが重要である。	協働を推進するにあたっては、区と協働のパートナーが対等な関係であること、また互いの特性を理解し、活かし合うことが重要であると考えています。 また、協働による報酬には、活動の実費経費、労働対価等が考えられますが、協働への期待として、取組みから受ける精神的価値もあると考えます。(4、9 頁)
②本文にも「補完性」という表現があるが、協働する上で問題が生じたときの関わり方として、「私たちのできる範囲はここまで」ではなく、「私たちはこれならできる」といった協働への臨み方も含むべきではないか。	「補完性」には、弱みを補うだけでなく、お互いの強みを活かし合うという意味も含まれています。ご意見を踏まえて「補完性」の説明に文言を追加しました。(9 頁)
③指針を読み、協働の必要性を強く感じた。台東区には協働のベースがすでにあるので、それをさらに発展させるため、協働の方考え方を多くの人に知ってもらうことが重要である。	協働を推進するためのパンフレット等の作成により、協働の方考え方や取組みが浸透していくよう情報発信に努めます。(17 頁)
④協働のパートナーは、行政からの資金調達によらず、多様な資金調達の方法を、行政は、資金供給の他、柔軟かつ多様な協働方法を模索してゆく必要性がある。	協働の原則や協働のパートナー選びでは財源も含めた組織の自立（自律）性を示しています。 また、区では、中間支援組織が助成金等の情報集約・発信機能を持つよう検討していきます。(9、12、18 頁)
⑤「台東区が目指す協働」にある「お互いに思いやりを持って助け合う」という目標を客観的に評価する指標によって事業効果を測定できれば、協働パートナーとの協働がより円滑に進むのではないか。	協働事業を進める際のフォローアップや客観的な評価を行い、事業や活動の進行管理も、中間支援組織に必要な機能の一つに位置付けています。協働事業の質的な評価も含め、評価方法については今後検討していきます。(19 頁)



ご意見	区の方 考え方 (修正がある場合はその内容)
<p>⑥地域の担い手として若者が積極的に参加できる「参加の枠組み」をつくることが重要である。そのためには、常日頃の横のつながりやそのプラットフォームづくりが必要である。</p>	<p>中間支援組織は、協働のコーディネーターとしてだけでなく、区民や活動団体等が気軽に集う場や、地域活動に関する情報の拠点としても位置付けています。</p> <p>また、自ら地域に出ていき、協働への参加を促すアウトリーチ機能も中間支援組織の要素として必要であると考えています。</p> <p>(17～19 頁)</p>
<p>⑦「台東区協働指針」の策定に反対である。</p> <p>指針では、区と協働のパートナーの対等性が謳われているが、区民と外国人（団体）が対等な関係になりかねず、主権者である区民に対する権利侵害である。</p> <p>緊急時、区民が一番頼りにするのは公的機関であって、法人などの民間団体ではない。区民に最も密着した自治体である区が、区民生活の諸問題を解決することが最重要であり、その都度、状況に応じた施策を立案して解決すればよい。中間支援組織も不要である。</p>	<p>協働は、区と協働のパートナーと一緒にまちをよくしていこうとの思いをもって、共通する地域課題の解決に向けて協力しあう手法の一つであり、重要な取り組みであると考えています。</p> <p>協働を進める上では、区と協働のパートナーは協働の原則をしっかりと認識し、より効果的・効率的な区民サービスの提供が出来るよう努めていきます。(8～10 頁)</p>

## (2) 協働における基本的な考え方について (7 件)

ご意見	区の方 考え方 (修正がある場合はその内容)
<p>⑧協働のパートナーは多様な活動団体を想定しているが、庁内において、一つの部署では実現が難しく他部署との連携が必要な課題も発生することが想定される。その際に必要となる情報・意見交換、部署間調整などの役割について、庁内である程度明確にしておく必要がある。</p>	<p>全庁的に協働事業を推進し、必要に応じて他部署との連携を図ることが出来るよう協働体制の整備を進めていきます。(16 頁)</p>
<p>⑨「活動組織に関する原則」を全て兼ね備えた団体はかなり限られているのが現状である。もし原則間の重要性の順位を想定していれば、ご提示頂きたい。</p> <p>また、「補完性」を協働の主体間でどのように支えるのかを仕組みとして明確にしておくことで、より円滑な協働が可能になると思う。</p>	<p>活動組織の原則に重要性の優劣はありません。事業を進める過程で、その原則を満たすよう団体が成長していくことが大切であり、それが協働の効果でもあります。(9 頁)</p> <p>「補完性」に関しては、協働事業の性格によって互いの役割も異なります。両者の特性を活かし合い、円滑に協働を進めていくことができるよう取り持つことも中間支援組織に必要な要素の一つと考えています。</p> <p>(17～18 頁)</p>

ご意見	区の方考え方 (修正がある場合はその内容)
⑩「協働のパートナー選び」の「自立することが見込まれる組織であるか」という項目について、行政としての多様な協働のあり方や多様な公益活動の活性化を求めてゆく上では、この視点に寄らない選定の指標を検討していくことも重要ではないか。	協働のパートナーを選ぶ際は、協働事業を通して、将来自立していく見込みがあるかどうかの視点を大切にしたいと考えています。また、組織基盤の「自立」だけでなく、組織として自主性、主体性を持ち「自律」した活動をしているかどうかの視点も踏まえ、協働のパートナー選びにある「自立」の文言を「自立（自律）」としました。(12、15頁)
⑪協働における区の役割として、提案事業を区政の視点から調整を加える、また協働事業実施にあたっての区民間の利害調整等についてもご協力頂けると、協働がより円滑に進められるのではないかと。	提案事業の調整や区民間の利害調整も含めて、協働を円滑に進めるための支援や環境整備も区の役割であると考えています。(14頁)特に、中立的な立場で協働を推進する中間支援組織の整備は、区の協働を支える仕組みの一つとして、指針に盛り込んでいます。(6、18頁)
⑫多様化・複雑化する地域社会の未来において、NPOは重要な役割の担い手であり、さらには行政とNPOが対等なパートナーとして地域課題に対応するための「協働」が、非常に大きな意味を持つことになると思われる。	本指針においては、専門性や柔軟性を持つNPOを協働のパートナーとして位置付けており、地域社会の担い手として欠かせない役割を担っていると考えています。(8頁)
⑬区内にあるNPOの認知・関心が低いので、その活動内容を多くの区民と共有することが今後必要である。	協働推進の前提として、区民へのNPOをはじめとした地域の活動団体に関する情報の提供・発信が重要であると考えています。
⑭NPOなど区内の市民活動団体、町会等コミュニティ組織、企業・商店会など、互いがどのような公益活動を行っているのかを共有する機会（懇談会、情報交換会）を設けることにより、それら相互の協働を推進することに繋がると考えられる。	また、団体等の情報共有・意見交換、交流の場の創出については、中間支援組織に必要な機能として盛り込んでいます。(17～19頁)

### (3) 中間支援組織について (5件)

ご意見	区の方考え方 (修正がある場合はその内容)
⑮中間支援組織のコーディネート力により、地域が主体的に取り組むことができる新たな協働活動が生まれると思う。	中間支援組織の設立は、区の協働を支える重要な仕組みとして位置付けています。中間支援組織が、地域に溶け込み、協働の入口としての身近な存在となるよう、今後、整備に向けて検討していきます。(6、17～20頁)

ご意見	区の方考え方 (修正がある場合はその内容)
⑯中間支援組織の働きによってNPOの活動レベルが底上げされていくことは、協働の推進体制の強化、ひいては地域社会の充実につながっていくことになると思う。	中間支援組織は、協働のコーディネートだけではなく、区内の活動団体が、その専門性をさらに地域で発揮するための様々な取組を行うことが重要であると考えています。(18～19頁)
⑰中間支援組織の運営に対して、より客観性を保った評価を行い、効率的かつ効果的な協働の中間支援を実現するために、評価機能に特化した、コミュニティ活動や公共サービス、協働についての専門家（実践者、学識経験者など）などにより構成される第三者委員会を設置することが望ましい。	中間支援組織の運営委員会については、学識経験者や市民活動を行っている方など、多様な立場の方が参画できるような客観性を担保できる組織を想定しています。今後、効率的、効果的な中間支援組織となるよう整備に向けて検討していきます。(20頁)
⑱中間支援組織には、非常に幅広くかつ専門的な知識や技能、さらに経験が求められる。そのため、中間支援組織の実施主体をどのような指標で選定し、確保するかについて、今後検討する必要がある。	中間支援組織の実施主体は、高度な専門性及び自立的な組織基盤が求められます。 今後、同組織に必要な要素、機能、基盤等の視点を充分念頭に置きながら、実施主体の選定も含め、整備に向けて検討していきます。(17～20頁)
⑲中間支援組織の構成等、具体的な取組みについて、区民に情報を事前に公表しながら進めてほしい。	中間支援組織の検討等、協働の実現に向けた取組みについて、HPや広報等を活用し、情報発信しながら進めていきます。



台東区協働指針  
伝統と創造の協働を目指して

平成26年3月発行（平成25年度登録第68号）

発行 台東区

編集 台東区区民部区民課

電話 03-5246-1111（代表）





# 台東区協働指針

伝統と創造の協働を目指して

---